

別紙 12 乳製品国際規格策定活動支援

第 1 事業の実施方針

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、コーデックス及び国際酪農連盟が作成する乳製品国際規格案等に我が国の意見を反映させるための取組を行う。

第 2 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 乳製品国際規格案等について検討するための学識経験者、専門家等による国内専門部会等の開催
- (2) 乳製品国際規格案に関するコメント及び国際酪農連盟からの質問状に対する回答の取りまとめ並びに関係府省庁や国際酪農連盟への提出
- (3) コーデックス会合、国際酪農連盟の諸会合等への出席
- (4) 会合結果等に関する報告書の作成及び配布

2 補助要件

- (1) 成果目標の基準を満たしていること。
- (2) 1 (2) については必ず取り組むこと。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

乳製品の国際規格に我が国の主張を反映させるため、乳製品にかかるコーデックス国際規格（原案）を作成する国際酪農連盟（IDF：International Dairy Federation）等に対し、意見書を作成し、提出すること（IDF が発出する質問に対し、我が国の意見の反映のため、的確に回答を作成し、提出すること）。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

第 3 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 に基づき、別添 1 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第 4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 に基づき、別添 2 により事業実施年度の翌年度の 7 月末までに実施状況を生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業の評価は本要綱本体第 8 の 1 に基づき行うものとする。ただし、本要綱本体第 8 の 1 (2)、(5)、(6) 及び (7) については、適用しないものとする。

- (1) 事業実施主体は、別添 3 により事業実施年度の翌年度の 7 月末日までに点検評価を行い、生産局長に報告するものとする。

- (2) 農林水産省生産局は、事業実施主体が(1)により報告を行った事業評価の内容について、延滞なく点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添4に記入するものとする。

第5 その他

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

- 1 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払うもの以外のもの（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
- 2 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 3 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- 4 その他当該事業の実施に直接関連のない経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- 6 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- 7 日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）のうち、当該海外付加価値税について還付制度を利用して還付を受ける額

別添 1（第 6 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業実施計画の承認申請について

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）において、持続的生産強化対策事業（乳製品国際規格策定活動支援）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

- 1 関係書類として別添 1－1 を添付すること。

別添 1－1（第 6 関係）

乳製品国際規格策定活動支援

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫 補助金	事業 実施主体	

2 事業の内容

ア 国内専門部会等の開催

(単位：千円)

開催時期	開催場所	出席者 及び 出席者数	内 容	事業費	備 考
合 計					

イ 国際規格等へのコメントのとりまとめ等

(単位：千円)

回答のとりまとめの方法等	事業費	備 考
	合計：	

ウ 国際会議等への出席等

(単位：千円)

開催時期	開催場所	出席者 及び 出席者数	内 容	事業費	備 考
合 計					

エ 報告書の作成・配布

(単位：千円)

作成時期	配布先	部 数	内 容	事業費	備 考
合 計					

(注) アからエの備考欄には、積算根拠を記載すること

別添 2（第 7 関係）

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

下記のとおり持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号
農林水産省事務次官依命通知）第 7 の規定により報告する。

記

（事業実施計画書に準じて作成する。）

別添 3（第 8 関係）

令和〇〇年度（西暦〇〇年度）持続的生産強化対策事業成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官
依命通知）第 8 の規定により別添 3－1 のとおり報告する。

別添 3－1（第 8 関係）

第 1 実施事業の名称等

事業名	事業内容	事業目的

（注）事業実施計画時に提出した事業名、事業内容及び事業目的を記載すること。

第 2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の成果

1 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

（注）「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	総合評価	A:計画以上の成果が見られる
		【事業実施期間: 】	円 (うち国費 円)		B:計画通りの成果が見られる
					C:計画通りの成果が見られない
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a 成果目標が達成されているか。					
[]					
b 計画に即した取組が行われたか。					
c 予算の執行が適正に行われたか。また、予算に見合った成果が出たか。					

- <記載要領>
- 1 評価観点ごとの所見欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
 - 2 総合評価欄には、評価観点ごとの所見欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
 - 3 総合所見欄には、取組全体について総合的な所見を記載する。
 - 4 事業内容欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
 - 5 事業費は、決算額を記入する。